

総合計画のあり方と後期基本計画の策定について

総合計画のあり方について

1. 総合計画の役割・位置付け・構成について

(1) 総合計画の役割について

本市では、第1次総合計画を昭和48年に策定して以来、10年を計画期間とする総合計画を5次にわたって策定してきたところであるが、平成23年の地方自治法改正に伴う基本構想の策定義務がなくなった中で、本市のまちづくりを進める上で総合計画の必要性和役割について改めて審議する。

(2) 総合計画の位置付けについて

基本構想及び基本計画は、まちづくりの最高規範である生駒市自治基本条例において、「総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。」とあり、総合計画を策定することが定められている。現在の第5次総合計画は、平成30年度までの市民・事業者・行政が協働してまちづくりを進めていくための基本指針として平成21年度に策定したところである。

今回、計画初年度から5年を経過することから基本計画を見直すにあたって、日々急速に変化する社会経済状況において柔軟でスピーディーな行政運営が求められる中、従来型の「計画的な市政運営」のための計画という位置付けについて、改めて審議する必要がある。

(3) 現総合計画の構成

現在の第5次総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で構成されている。

①基本構想

基本構想は、長期的な展望に立って市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、まちづくりの基本理念と将来像を定め、その実現に向けた施策の大綱を示すもの。

計画期間：平成21年度～平成30年度

②基本計画

基本計画は、基本構想で定めたまちづくりの理念と将来像を実現するため、施策の大綱に基づき、各分野で取り組むべき施策を体系的かつ具体的に示すもの。

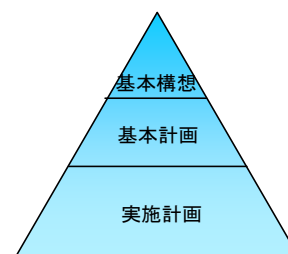
基本計画は、時代の変化が急速になっており、その流れに即応する必要があることから計画期間を5年間とし、中間見直しを実施した上で後期計画を策定することとなっている。

前期基本計画：平成21年度～平成25年度

後期基本計画：平成26年度～平成30年度

③実施計画

実施計画は、基本計画に定めた施策に従って、具体的な事業内容を明らかにするもので、毎年度の予算編成の指針となるもの。現在は計画期間は3年とし、毎年度ローリング方式により必要に応じて事業計画を見直している。



(4) 計画の構成についての課題

現総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3層構造となっているが、他市の事例によると、基本構想と実施計画の2層構造（横浜市・川崎市・文京区）や、基本構想と基本計画の2層構造（江東区）、基本構想から実施計画までを一体化する（武蔵野市）など構成を簡素化している自治体もあり、本市における総合計画のあり方を検討した上で、本市の行政運営に相応しい計画全体の構成について審議する必要がある。

2. 計画期間・計画の策定期間について

(1) 計画期間についての課題

現総合計画では、基本構想を10年、基本計画を5年、実施計画を3年のローリング方式と設定しているが、従来の計画期間にとらわれず、他市の事例や市長任期にも考慮した上で、市長マニフェストと連動した実現性の高い計画を策定するための計画期間について審議する必要がある。

<現総合計画の計画期間>

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
基本構想 【10年】	基本構想									
基本計画 【5年】	前期基本計画					後期基本計画				
実施計画 【3年】	実施計画									
		実施計画								
			実施計画							

今回策定する計画

<計画の構成を簡素化している他市の事例>

- 基本構想と実施計画の2層構造としている自治体
横浜市 基本構想20年・実施計画4年
川崎市（基本構想を議決）、文京区 基本構想10年・実施計画3年
- 基本構想と基本計画の2層構造としている自治体
江東区 基本構想20年・基本計画（事業費含む）10年
- 基本構想から実施計画までを一体化している自治体
武蔵野市（基本構想部分を議決） 長期計画10年

<市長任期に連動した計画期間としている他市の事例>

- 多治見市 基本構想8年・基本計画4年・実施計画4年

(2) 計画の策定期間について

第5次総合計画（基本構想・前期基本計画）は、総合計画審議会において平成20年3月から審議を開始し、平成21年5月に答申、平成22年3月に策定した。

後期基本計画は、前期基本計画の中間見直しを行った上で策定することとされているため、今年7～9月に平成24年度末時点の前期基本計画の進捗状況を検証したのちに、平成26年度からの計画期間に向けて策定を開始する。

また、上記の計画期間の検討から、市長マニフェストを反映した実現性の高い計画とするため市長任期との連動を図る場合は、来年1月の市長選挙後速やかに総合計画審議会において計画案の作成に着手することも考えられることから、策定の着手時期について検討が必要である。

後期基本計画の策定について

1. 策定の趣旨

基本計画の見直しについて、基本構想の第2章「第5次生駒市総合計画の構成と期間」(5頁)では、「今後の社会環境の変化に対応していくため、計画は5年間とし、中間見直しを行った上で後期計画を策定することとします。」としている。

また、見直し前の基本計画の小分野1-(4)-①「行政経営」(42～43頁)では、行政の役割分担として、「市民ニーズに基づき、効率的な行政運営を行う」、「総合計画の適切な進行管理を図る」とあり、行政の今後5年間の主な取組として「総合計画の進行管理について市民が参加できる仕組みを構築します。」、「市民や利用者のニーズに即した行政サービスを提供するため、定期的に満足度調査を実施します。」としている。

平成22年度と24年度に実施した市民満足度調査の結果から前期基本計画の各指標の動向や目指す姿の実現状況を把握し、市民が参加する総合計画推進懇話会(旧総合計画推進市民委員会)において計画の進捗状況を検証、分析することで、計画の進行管理を行ってきた。

これらを踏まえ、平成26年度を見直し年次とする基本計画について、第5次総合計画の着実な推進を図るため、社会情勢等の変化や政策・施策成果の評価検証を踏まえた見直しを行う。

2. 見直しの内容

(1) 施策の体系について

基本計画は、5つの大分野(まちづくりの目標)、25の中分野(施策の大綱)、51の小分野(基本施策)で構成されているが、急速に変化する社会経済状況への対応やこれまでの基本計画の進捗状況の検証結果から、基本構想を改正しない範囲での施策体系の見直しについても審議する。

(2) 基本計画の構成について

現在の基本計画は、「目指す姿」「指標」「役割分担」「行政の取組」「現状と課題」「関連データ」の6つの要素から構成されているが、3年間の進行管理検証の結果、「目指す姿」と「指標」との連動が不明確であったり、「役割分担」と「行政の取組」との対応が不完全であるなど、構成要素の互いの連動や関係性の整理が必要なことが分かってきた。これらを踏まえ、構成要素の中でも「目指す姿」とその実現に向けた「行政の取組」に特化することでシンプルな構成とするなど、市民により分かりやすい計画とするため、基本計画のスタイルの見直しについて審議する。

※基本計画については、議会の議決対象となることが今後見込まれることから、計画のうち審議対象の項目を明確化することが必要である。

3. 市民参加の手法

市民との協働による計画づくりとするため、様々な手法により多くの市民の意見聴取と参加に努める。

(1) 市民・事業者満足度調査

市民や事業者の意識やまちづくりに対する意向を調査し、後期基本計画を見直すための基礎資料とするためにアンケート調査を実施。(平成24年5月実施)

[対象]: ①市内在住の20歳以上の市民 3,000人

【回収率】52.1% (有効回収数 1,565件)

②市内事業者(生駒商工会議所会員) 500社

【回収率】41.8% (有効回収数 209件)

(2) 審議会等への委員の公募

市民が直接総合計画の策定に参画できる機会を確保するため、総合計画審議会の委員6名を市民から公募。

(3) パブリックコメントの実施

後期基本計画は、生駒市パブリックコメント手続条例第3条第1項に定める「市の基本的な政策を定める計画」であることから、計画を策定する過程において市民に説明する責務を果たすとともに、市民の市政への参加を促進し、後期基本計画案について広く意見を募集するため、本条例に基づき、パブリックコメントを実施する。

4. 策定体制

総合計画は、全庁的な体制のもとに、市民の参画を得ながら策定する。

(1) 庁外検討組織

生駒市総合計画審議会

役割: 生駒市総合計画審議会条例に基づき、総合計画の策定に関し必要な事項を調査審議する。

構成: 学識経験者、その他市長が必要と認める者(団体代表者、公募市民)

定数: 15人以内

(2) 庁内検討組織

生駒市行政企画会議

役割: 庁内の最高意思決定機関として、後期基本計画案の審議・決定を行う。

構成: 市長、副市長、水道事業管理者、教育長、全部長

5. 策定スケジュール

平成24年 市民・事業者満足度調査
将来人口フレームの見直し

平成25年 総合計画審議会

～26年 後期基本計画案パブリックコメント

後期基本計画案議会報告(議決事件化された場合は上程)